償却資産の申告は期限内に ホームページからの申告も



土地、家屋を除く事業用資産を償却資産といい、固定資産税の課税対象です。 事業を行っている人は、自己利用でも貸し付けでも申告をしなければなりません。 期限までに申告書を提出してください。

昨年度までの申告者と本年中に設立した法人には申告用紙を郵送しましたが、 届かない場合でも該当者は申告が必要です。直接来庁するか電話で申告用紙を請 求してください。本市ホームページからも書式をダウンロードできます。電子申 請システムを利用して申告をする人は、ぐんま電子申請等受付システムポータル サイトのホームページ(https://www.e-tetsuzuki99.com/eap-pj/qunma/)をご覧 ください。申告がない場合は、後日調査に伺うこともあります。

申告が必要な償却資産=①〈構築物・建築設備〉門塀、舗装路面、庭園の外灯など、 建物付属設備のうち発電・変電設備など②〈機械・装置〉モーター、旋盤、プレス などの製造加工用機械、土木建設用機械など③〈船舶〉④〈航空機〉⑤〈車両・運搬 具〉大型特殊自動車(フォークリフトなど)⑥〈工具・器具・備品〉測定・検査用具、 家具、事務用機器など

対象=個人・法人を問わず事業を行っている人

提出期限=2月1日(月)

提出先=市役所資産税課

問い合わせは 資産税課 ☎898-6216

家屋を壊したら 滅失届を忘れずに

問い合わせは 資産税課 ☎898-6218

家屋の一部または全部を取り壊したときは、滅失届を市役所資産税課、大胡 宮城・粕川・富士見の各支所へ必ず提出してください。12月31日休までに取 <mark>り壊した家屋には、来年度から</mark>固定資産税が掛かりません。なお、法務局<mark>で滅</mark> 失登記を済ませた人や、新増築した人で家屋評価のときに職員が確認した場合 は不要です。

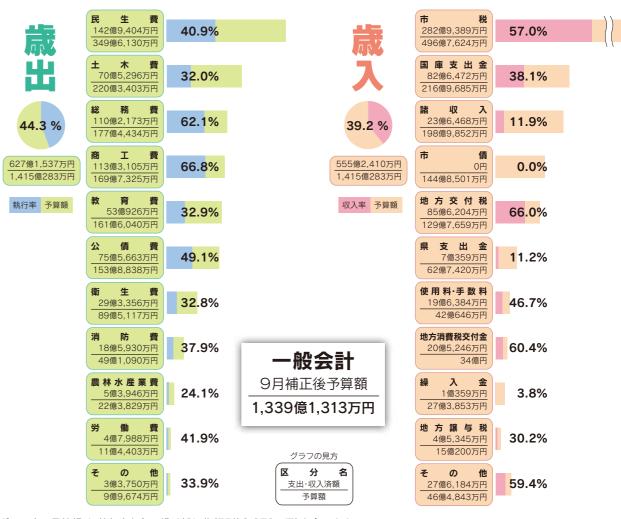


お知らせします 本年度上半期の財政状況

本年度の上半期(4月1日~9月30日)の財政状況をまとめた「前橋市の財政」を公表します。ことしは中核市へ の移行や旧富士見村との合併により、新しい前橋市が誕生。厳しい財政状況の中、「生命都市いきいき前橋」の実現に 向け、より健全な財政運営に努めています。数字は9月30日現在で、金額の1万円未満は整理しました。

問い合わせは **財政課 ☎898-6542**

プンした宮城公民館図書室



※グラフ中の予算額は、前年度からの繰り越し分(75億8,970万円)を含みます。

企業会計

企業会計の状況			
会計名	支出予算額		
	執行率		
水道事業	100億5,795万円		
	25.8%		
工业法事業	140億751万円		
下小坦爭未	26.0%		
農業共済事業	7億8,028万円		
	29.8%		
	会計名 水道事業 下水道事業		

※予算額は、前年度からの繰り越し分を含みます。 ※調定率とは、予算額に対し収入が決定している額の割合です。 ※予算額は、前年度からの繰り越し分を含みます。 ※水道事業は、赤城大洞簡易水道事業分を含みます。

19705241			
会計名	予算額	収入率	執行率
国民健康保険	344億8,500万円	32.4%	41.0%
老人保健	2億879万円	55.2%	5.2%
後期高齢者医療	30億6,989万円	34.8%	30.4%
競輪	179億2,652万円	26.2%	26.0%
農業集落排水事業	14億6,335万円	6.9%	34.7%
介護保険	194億9,129万円	38.8%	41.0%
簡易水道事業等	637万円	53.6%	8.9%
母子寡婦 福祉資金貸付金	6,355万円	23.0%	9.7%